

第 49 回全国育樹祭における計画バス及び特急くろしお臨時便車内留置荷物に関する取扱要綱

(目的)

第 1 条 この指針は、第 49 回全国育樹祭にて開催されるお手入れ行事、懇談会及び式典行事における会場内への持込物の制限に基づき計画バス及び特急くろしお臨時便(以下「留置車両」という。)内に一時留置される参加者の手荷物(以下「留置荷物」という。)の取扱方法及び責任の所在を定めるものである。

(留置荷物の保管方法)

第 2 条 留置車両への手荷物の一時留置は参加者自身の管理及び自己責任において行う。

2 荷物の留置完了後、復路便の出発に向けて参加者の乗車が始めるまでの間は、留置車両は施錠管理を行い、運行事業者(運転手等)以外の車両内への立入りを禁止する。

3 管理者(主催者又は主催者から委託を受けて留置車両の管理を行う事業者をいう。以下同じ。)は、安全管理及び事故防止の観点から必要と判断した場合、所有者の同意を得ることなく留置車両内の確認及び危険と判断される荷物の移動、排除等の措置を講じることができる。

4 留置車両内への手荷物の留置は、特定の場所を便宜上提供する行為に過ぎず、管理者と参加者の間に保管・管理を目的とした寄託契約は発生しない。

(貴重品・危険物等の留置禁止)

第 3 条 参加者は、以下の物品を留置車両内に留置してはならない。

(1)貴重品(財布・現金・カード類・本人確認書類・貴金属等)

(2)スマートフォン等の携帯電話端末

(3)モバイルバッテリー及びリチウムイオン電池内蔵機器

(4)前各号に掲げるもののほか、発火、破裂又は引火のおそれがある物品

2 参加者が第 1 項の規定に違反して車内に留置した物品の紛失・損害、または当該物品に起因して発生した事故等について、管理者は一切の責任を負わない。

(管理者の免責)

第 4 条 第 2 条に定める管理体制のもとであっても、留置荷物に関して発生した盗難、紛失、破損、変質その他一切の損害について、管理者側に故意又は重大な過失がある場合を除き、管理者は一切の責任を負わない。

(留置荷物に起因する損害及び参加者の責任)

第 5 条 第 3 条の規定に違反して留置された物品の発火、破裂、漏液等、留置荷物に起因した損害(火災事故を含む)が発生した場合、当該荷物を留置した参加者は重大な過失があったものとみなし、生じた一切の損害を賠償する責任を負う。

この指針は、令和8年9月16日から施行する。